

米の産地品種銘柄の設定方法の見直しについて

1 背景

(1) 米の産地品種銘柄

産地としてまとまった取組みがあり、原則として都道府県の奨励品種であることが産地品種銘柄として設定する際の要件の一つ。

(2) 産地品種銘柄に関する要望

- 出回りが少量の品種でも産地品種銘柄に設定できる仕組みを要望
- 産地品種銘柄の増加による農産物検査員の負担軽減を要望

(3) 農産物検査の精度を確保しつつ、多様なニーズに対応する観点から、米の産地品種銘柄の設定方法の見直しについて農産物検査規格検討会にて検討。

2 見直しの方向

(1) 産地品種銘柄を都道府県ごとに次の二つに区分

- ① 必須銘柄（県内の全ての登録検査機関に銘柄検査を義務付け）
- ② 選択銘柄（登録検査機関が検査する銘柄を選択）

(2) 銘柄設定要件

選択銘柄については、鑑定可能な登録検査機関が1以上あること。

3 検討経過

(1) 第1回農産物検査規格検討会の概要（平成20年2月5日開催）

各委員は、選択制導入の方向でおおむね合意。なお、見直しに当たり、慎重な対応が必要との意見があり、第2回の検討会で生産・実需等関係者からのヒアリングを実施することとした。

(2) 第2回農産物検査規格検討会の概要（平成20年3月5日開催）

① 生産・実需等関係者のヒアリングにおいては、選択制導入について以下の発言。

（主な発言）

- 少量品種でも結び付きのあるものは産地品種銘柄とすべき。
- 農産物検査員の検査業務の効率化、検査の正確性を高めることができる選択制導入は必要。
- 既存銘柄で減少傾向のものは、一定の要件や都道府県の関係者の合意の下で、廃止することも必要。

② 各委員も、選択制導入の方向で了解。

4 今後のスケジュール（別紙参照）

米の産地品種銘柄の設定方法の見直しについて（案）

現 状

課題・要望

見直しの方向

産地品種銘柄（銘柄数：537）

- 産地品種銘柄は、都道府県ごとに設定

《例》

山形県の産地品種銘柄数 18 銘柄
はえぬき、ひとめぼれ、コシヒカリ、
あきたこまち、ササニシキ、つくばSD1号、
とまんなか、夢ごころ、夢いっぱい、
ミルククイーン、里のゆき、はなの舞い、
花キラリ、さわのはな、キヨニシキ、
まなむすめ、トヨニシキ、スノーパール

【要件】

- 県の奨励品種及び市町村等一定の地域でまとまった取組みがあり、拡大が見込まれるものに限定

生産者サイド

出回りが少量の品種は、有望であっても産地品種銘柄になりにくい、少量でも銘柄に設定できる仕組みを要望

登録検査機関（機関数：1,390）

- 都道府県の区域ごとに登録
- 登録検査機関の検査員に、区域とする都道府県の産地品種銘柄の全てにつき、鑑定することを義務付け

登録検査機関

銘柄が多くなると、全ての銘柄について、鑑定することは困難
（→検査精度の低下につながるおそれ）

選択制（仮称）の導入

- 産地品種銘柄を都道府県ごとに次の二つに区分

- ① 必須銘柄
- ② 選択銘柄

【要件】

- 選択銘柄については、鑑定可能な登録検査機関が1以上あること

登録検査機関

- ①の必須銘柄は、鑑定を義務付け
- ②の選択銘柄は、登録検査機関が選択

(別紙)

今後のスケジュール

20年	
2月	農産物検査規格検討会(第1回)
3月	農産物検査規格検討会(第2回) (平成20年産産地品種銘柄の大臣告示の公示(3月末))
4月~6月	検査標準品全国査定会及び検査標準品地方査定会において、見直しの方向について説明 (6月) 改正国内産農産物銘柄設定等申請要領施行(予定)
7月~9月	関係者への周知及び選択銘柄の選定
10月	産地品種銘柄申請開始 (21年産から選択制導入)
21年	
3月末 (予定)	産地品種銘柄の大臣告示

第1回農産物検査規格検討会資料

米の産地品種銘柄の設定方法の見直しについて

平成20年2月5日
農林水産省総合食料局

1 農産物検査による銘柄検査

- (1) 農産物検査は、米、麦、大豆等国民生活上重要な位置付けを占める農産物を対象品目としているが、これらの農産物については、取引関係者にとって、品位とともに産地や品種が商品評価の重要な判断要素となっている。
- (2) また、米については、消費者が購入する際に、産地・品種等の表示内容を確認して商品選択を行っており、適正な表示を行う上で、産地・品種等の根拠となるものが必要とされている。
- (3) 農産物検査は、このようなニーズに応え、品種の特性又は一定の産地で生産される場合、他に比較して品質差を区分するため、産地及び品種又はその組合わせたものを「銘柄」として検査証明を行っている。
- (4) 銘柄については、一定の産地で生産されることにより生ずる農産物の特性を現物で見極める他、各受検者（生産者）の品種毎の作付状況等生産情報と突き合わせることで、正確・適切な判定を行っている。
- (5) このため、農産物の生産者からの請求による品位等検査については、都道府県の区域を単位として登録を受けた登録検査機関が実施することとしている。

○ 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）

（品位等検査に係る銘柄の検査）

（第2条）

品位等検査に係る銘柄についての検査は、産地、品種、産地品種又は産地型について行う。

○ 国内産農産物の銘柄区分

- ・産地銘柄 ・・・小豆、いんげん
- ・品種銘柄 ・・・強力小麦
- ・産地品種銘柄・・・米穀（精米を除く）、麦（普通小麦、大麦及びはだか麦）、大豆、そば

○ 農産物検査法（昭和26年法律第144号）

（生産者に係る品位等検査を行う者の特定等）

（第14条）

法第3条（米穀）、第6条（麦）及び第9条（米麦以外）の品位等検査であつて、農産物の生産者からの請求により行うものについては、当該生産者の住所地又は検査を受けようとする農産物の生産地を農産物検査を行う区域に含む登録検査機関以外の登録検査機関は行うことができない。

2 国内産農産物の銘柄設定

(1) 国内産農産物の銘柄の設定、変更又は廃止を行うに当たっては、「国内産農産物銘柄設定等申請要領」（平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知）に基づき、都道府県の区域を単位とする農産物の生産地段階において、地域の実情、流通・消費段階の多様なニーズに対応し、設定等を行っている。

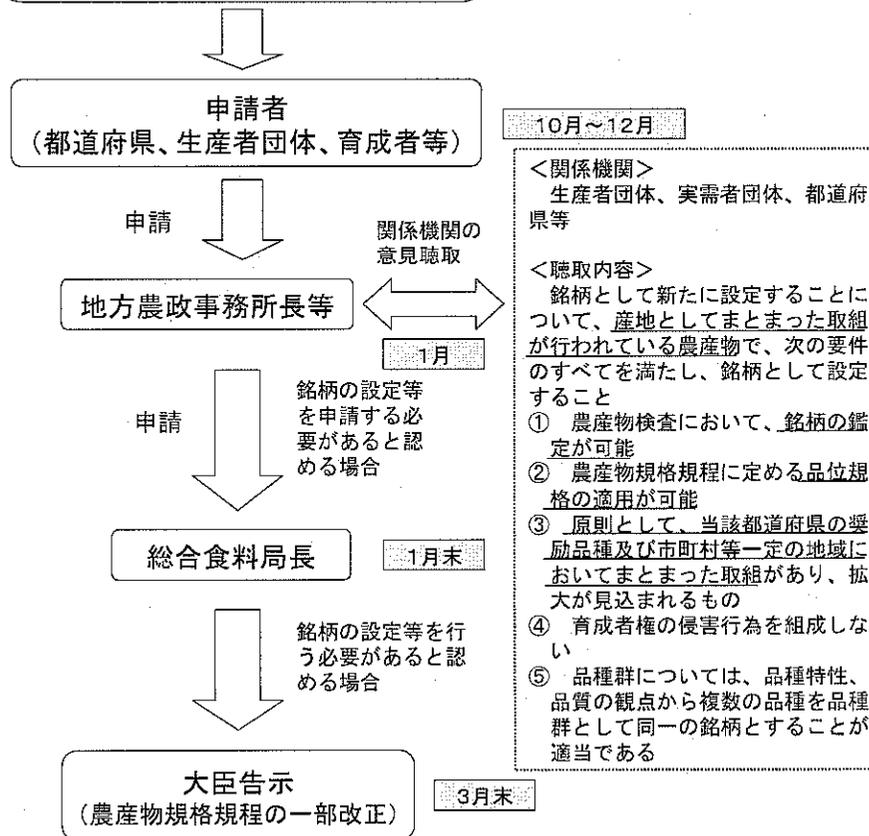
(2) 銘柄設定（改廃を含む）に当たっては、地方農政事務所等は、都道府県、生産者団体及び実需者団体並びに関係機関等から意見聴取し、農林水産省総合食料局長に毎年1月末までに申請する。

(3) 局長は、銘柄の設定（改廃を含む）を行う必要があると認める場合には、農産物規格規程の一部改正のための事務手続きを行う。（官報告示）

○ 産地品種銘柄設定等の流れ

地方農政事務所等において、銘柄の設定等に係る要望を聴取するための必要事項を定め公表
（提出書類、提出先、提出期限、サンプル等）

<設定等>
国内産農産物の銘柄の設定、変更（銘柄を構成する品種群の品種の追加又は削除を含む。）又は廃止。



3 農産物検査による産地品種銘柄証明

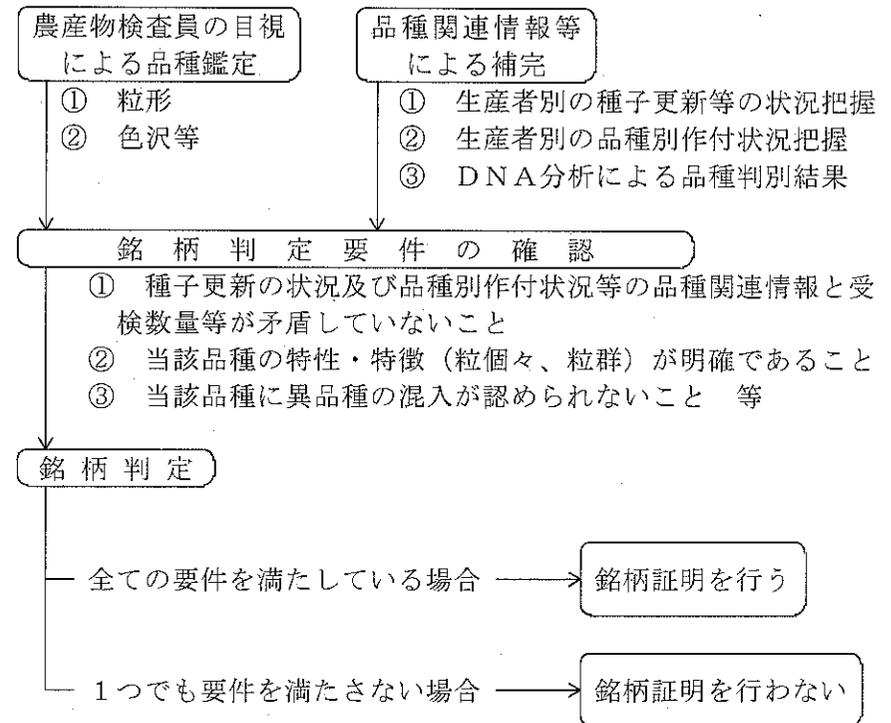
(1) 農産物検査による米の産地品種銘柄証明は、農産物検査員の玄米形状の目視による判定を基本としている。

この場合、農産物検査員は、

- ① 生産者の申告（検査請求書）
- ② 生産者の品種別作付状況等の品種関連情報等を補完情報として活用している。

(2) 米の出荷段階での目視による産地品種銘柄証明は、出荷が集中する収穫期に大量流通する米について、短期間かつ低コストで鑑定を可能とする最も実用的な手法である。

○ 米の産地品種銘柄証明の流れ



○ 米の検査手数料

60kg当り 50円 が中心価格

（検査手数料は、各登録検査機関が実費を反映して定めることとされている。現状では、民営化以前の国の検査手数料（50円/60kg）を準用している機関が多い）

4 米の産地品種銘柄を巡る課題・要望及び見直しの方向について

(1) 現行の産地品種銘柄の設定に当たっては、産地としてまとまった取組みをしているもので、原則として都道府県の奨励品種であることが設定の要件となっている。

このため、出回りが少量の品種は、有望であっても産地品種銘柄になりにくい状況にあることから、少量でも産地品種銘柄に設定できる仕組みにして欲しいとの要望がある。

(2) 農産物検査法による米の産地品種銘柄の証明は、JAS法に基づく産地及び品種の表示の根拠となっているため、産地・品種の表示を目的として、農産物検査の産地品種銘柄が多数に達している。

〔 19年産水稻うるち玄米：537銘柄
醸造用玄米：180銘柄
もち玄米：86銘柄 合計 803銘柄 〕

(3) 登録検査機関は、当該登録検査機関の農産物検査員に、農産物検査を行う業務区域の産地品種銘柄の全てにつき、銘柄検査を行うことが義務付けられている。

このため、産地品種銘柄の更なる増加により、登録検査機関の農産物検査員の負担が大きくなるとともに、検査精度の低下が懸念される。

○ 米の産地品種銘柄数（19年産）

県	別	うるち玄米	醸造用玄米	もち玄米	合計
北海道		14	3	2	19
青森		7	4	2	13
岩手		9	2	5	16
宮城		19	5	3	27
秋田		15	8	4	27
山形		18	13	3	34
福島		18	4	3	25
茨城		11	6	2	19
栃木		10	7	2	19
群馬		10	3	—	13
埼玉		10	2	1	13
千葉		9	2	2	13
東京		—	—	—	0
神奈川		4	1	—	5
新潟		18	9	2	29
富山		16	5	5	26
石川		12	4	4	20
福井		12	5	4	21
山梨		6	3	1	10
長野		8	5	1	14
岐阜		17	4	3	24
静岡		11	4	2	17
愛知		12	2	—	14
三重		13	3	—	16
滋賀		18	3	1	22
京都		10	2	1	13
大阪		5	3	—	8
兵庫		18	16	3	37
奈良		5	2	—	7
和歌山		10	1	—	11
鳥取		11	4	4	19
島根		9	6	3	18
岡山		15	2	3	20
広島		13	7	2	22
山口		10	3	3	16
徳島		10	1	—	11
香川		10	2	—	12
愛媛		9	6	—	15
高知		18	3	—	21
福岡		17	4	3	24
佐賀		13	3	2	18
長崎		7	1	1	9
熊本		14	2	2	18
大分		11	3	1	15
宮崎		14	2	1	17
鹿児島		8	—	5	13
沖縄		3	—	—	3
総計		537	180	86	803